

夢の島プロジェクト 規約

(名称)

第1条 この会は、「夢の島プロジェクト」と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、代表宅に置く。

(目的)

第3条 この会は、「非劇団系生涯学習推進志向レクリエーション的演劇活動体」を標榜し、「観る人も やる人も楽しめる、演劇好きが集まるお祭りの場」の創造をテーマとして、家庭や仕事等のために通常の劇団活動ができない会員個々の事情に配慮、調整をしつつ、演劇活動を通じて会員個々の様々なスキルアップと会員相互の親睦を図り、もって地域の生涯学習活動と文化振興の一助となることを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 稽古の実施
- (2) F e s t a 及びイベントの開催
- (3) 他団体主催イベントへの参画または参加
- (4) 観劇ツアー
- (5) 会員親睦
- (6) その他

(会員)

第5条 この会の会員は、次の3種類とする。

- (1) A会員は、この会の目的に賛同して入会し、主に役者として活動する者を言う。
 - (2) S会員は、この会の目的に賛同して入会し、主にスタッフとして活動する者を言う。
 - (3) F会員は、この会の事業を賛助するために入会した者を言う。
- 2 前項の(1)及び(2)に定める会員は、他団体の演劇活動に一時的に参加する場合には、あらかじめ代表の承諾を得なければならない。

(入会及び退会)

第6条 この会への入会及び退会は、本人の申し出による。ただし、退会については前もって代表に連絡し、役員会の承諾を得るものとする。

(会費)

第7条 この会の会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(役員)

第8条 この会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
 - (2) 副代表 若干名
 - (3) 監査役 1名
- 2 前項に定める役員は、会員の互選によって選出する。
 - 3 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第9条 代表は、この会を代表し、その活動を統括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、これに事故があるとき、または欠席のときは、その職務を代行する。
- 3 監査役は、会の活動及び財産の状況を監査する。

(総会)

第10条 この会の総会は、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

- 2 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 事業計画及び報告
 - (2) 収支予算及び決算
 - (3) 役員を選任または解任
 - (4) 規約、事業等の変更
 - (5) その他この会の運営に関する重要事項
- 3 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(役員会)

第11条 役員会は役員をもって構成する。ただし、監査役を除く。

- 2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業年度)

第12条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第13条 この規約に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

附則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。